訪問看護ステーションつむぐ (訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メイヤロフが開設する訪問看護ステーションつむぐ(以下「事業所」という。) が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師及び准看護師(以下「訪問看護職員」という。)が、要介護または要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅サービスたる訪問看護または指定介護予防サービスたる介護予防訪問看護(以下「訪問看護サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活 機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 訪問看護ステーションつむぐ
- (2) 所在地 菊川市東横地 566 番地の 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(看護職員兼務)
 - 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護サービスの提供に当たるものとする。
- (2) 訪問看護職員 6名以上 訪問看護サービスの提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
 ただし、祝日と12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、必要に応じてサービス提供時間を変更することができる。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護サービスの内容及び利用料その他費用の額)

第6条 介護保険適用の場合、訪問看護サービスの内容は重要事項説明書のとおりとし、介護保険適用により、訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。医療保険適用により訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、該当する保険の自己負担割合分を支払う。

2 交通費は、次の額を徴収する。

(介護保険の利用者の交通費)

- (1)事業所の通常事業実施地域(菊川市、掛川市、御前崎市、牧之原市、島田市)については無料とする。
- (2)事業所の通常事業実施地域(菊川市、掛川市、御前崎市、牧之原市、島田市)を越えた 場合は一律 500 円を請求する。

(医療保険の利用者(介護保険ではない利用者)の交通費)

- (1) 事業所からの距離、片道 1 キロメートル未満 100円
- (2) 事業所からの距離、片道 1 キロメートル以上 3 キロメートル未満 200 円
- (3) 事業所からの距離、片道 3 キロメートル以上 5 キロメートル未満 300 円
- (4) 事業所からの距離、片道 5 キロメートル以上 500円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、菊川市、掛川市、御前崎市、牧之原市、島田市の区域と する。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、利用者に係わる介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第9条 訪問看護職員は、訪問看護サービスを実施中に、利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等 の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第 10 条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら してはならない。

2 職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護職員等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 訪問看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、訪問看護職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業所の職員は、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の又はその家族の個人情報を使用することはできない。

- 2 事業所は、訪問看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社メイヤロフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。